

依頼者の皆様へ

平成 27 年 10 月 7 日  
株式会社ハウスジーメン

### 【重要】省エネ住宅ポイント対象住宅証明受付終了のご案内

拝啓 時下ますますご清祥の段お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、すでにご承知の通り、省エネ住宅ポイント制度のポイント発行申請期限は、遅くとも平成 27 年 11 月 30 日までとなっておりますが、本制度の予算に対するポイント申請の実施率は 9 月末日で 70%を超えており、ポイント申請の終了時期が早まる可能性が出て参りました。

本状況並びに弊社における新築住宅の省エネ住宅ポイント対象住宅証明の審査日数等を考慮し、今後省エネ住宅ポイント対象住宅証明受付・発行業務につきまして下記の通り進めさせていただきます旨、ご案内申し上げます。

皆様に於かれましては、ご多用中大変恐縮でございますが下記事項をご確認の上、お申込み頂きます様お願い申し上げます。

敬具

#### 記

- ・原則、平成 27 年 10 月 20 日（火）の依頼書到着分をもちまして新規受付を終了とさせていただきます。（WEB 申込においては申込受付完了分とします）  
上記以降の依頼書到着分は、未受理とし返却させていただきますので別途ご相談ください。
- ・10 月 20 日（火）までの依頼書到着分（WEB 申込においては申込受付完了分）につきましては、11 月 6 日（金）までに審査を実施致します。
- ・質疑等により補正が必要な場合は、速やかに補正を完了して頂きます様お願い致します。  
なお、依頼内容の不備、不足書類が多数ある場合等により審査することができない場合や補正が完了せずにポイント申請が終了した場合は、「省エネ住宅ポイント対象住宅判定基準不適合通知書」の発行をもって審査完了とさせていただきます。
- ・審査着手前にポイント申請が終了した場合には、審査料を返還します。ただし、審査着手後の審査料は返還しません。  
（不備、不足書類等の連絡をもって審査着手となります）
- ・本件に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。  
株式会社ハウスジーメン 検査・技術部 審査室 03-5408-8496

以上